

はじめの一步応援助成金 のご案内

長野県では
障がい者雇用の促進のため、
はじめて(※)
障がい者を雇用した事業者に

50万円

助成しています。

※ 過去1年間障がい者を雇用したことがなかった場合
など

対象となる事業者(法人・個人事業主)の要件

- ☐ 常時雇用する労働者数が100人以下であること
- ☐ 新たに障がい者を雇用し3か月以上継続雇用していること
- ☐ これまで障がい者を雇用していなかったこと
(新たに障がい者を雇用する前の1年間)
- ☐ 県税の未納がないこと
- ☐ 事業主都合による解雇をしていないこと など

雇用する障がい者の要件

- ☐ 長野県内に住所があること
- ☐ 長野県内の事業所等に勤務していること
- ☐ 週の所定労働時間が20時間以上であること
(重度身体障がい者、重度知的障がい者、精神障がい者の
場合は、週の所定労働時間が10時間以上であること) など

◆ 助成金申請手続きの流れ ※対象の障がい者の雇入れから3か月を経過する日の翌日から30日以内に申請してください。



その他の要件や申請方法、申請書類について等、詳しくは長野県公式HPをご覧ください。

長野県HPトップ → [仕事・産業・観光] → [労働・雇用] → [雇用対策] → [障がい者雇用ははじめの一步応援助成金]

〈 申請書提出先・お問い合わせ先 〉

長野県産業労働部労働雇用課 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

☎ 026-235-7201(直通)  <https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/20220318joseikin.html>

